

第140期

定時株主総会 招集ご通知



日 時

2020年6月25日(木曜日) 午前10時



場 所

高知県高知市鷹匠町1-3-35
三翠園 1階 富士の間

※本総会の開催場所は前年とは異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようご注意ください。



議 案

第1号議案 ▶ 剰余金処分の件
第2号議案 ▶ 監査役3名選任の件

- 例年よりも縮小した規模での開催となります。
- お土産およびお茶のご用意はございません。

【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策が求められている中での開催となります。閉ざされた会場での長時間の開催は、感染リスクを高めるおそれがございます。本年は株主総会当日のご出席を見合わせ、議決権行使は郵送またはインターネット等で行い、当日のご来場は、感染の回避のため自粛をご検討ください。何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。なお、詳しくは1頁をご参照ください。



郷土高知を照らす太陽と、「熱意」の姿勢を赤に、穏やかにそびえる山々と、「調和」への願いを緑に、躍る黒潮と、「誠実」の精神を青にたとえて一。

高知銀行のシンボルマークは「ビビッドK」。右上の赤は地域の皆さまを、右下の緑は地元企業の皆さまを、そして、それぞれのニーズを受け止める高知銀行を左の青で表しています。

新型コロナウイルス(COVID-19)感染症の 対策に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染予防および拡散防止のため、株主さまの安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。

何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

本総会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策が求められている中での開催となります。閉ざされた会場での長時間の開催は、感染リスクを高めるおそれがございますので、本年は株主総会当日のご出席を見合わせ、郵送またはインターネット等による事前行使を是非ご利用ください。(詳細は5頁から8頁をご参照ください。)

- ①例年よりも縮小した規模での開催となります。
- ②お土産およびお茶のご用意はございません。
- ③株主さま同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数が確保できない可能性がございます。
- ④ご出席される株主の皆さまにおかれましては、アルコール消毒液のご利用やマスク着用のうえご出席等、感染拡大防止のための措置へのご協力をお願いいたします。
- ⑤当日、体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、株主さまの体温を計測させていただく場合がございます。
- ⑥株主総会に出席する役員、運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の1日も早い収束を心よりお祈り申し上げます。

経営理念

熱意

高知銀行は、限らない熱意をもって、地域の発展と暮らしの向上に貢献します。

調和

高知銀行は、調和のとれた経営をもって、お客さまの信頼に応えます。

誠実

高知銀行は、創意と誠実をもって、お客さまに奉仕します。

目次

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の 対策に関するお知らせ	1
第140期定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使等についてのご案内	5
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	9
第2号議案 監査役3名選任の件	10
添付書類	
事業報告	
1. 当行の現況に関する事項	15
2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項	23
3. 社外役員に関する事項	27
4. 当行の株式に関する事項	29
5. 会計監査人に関する事項	31
6. 財務および事業の方針の決定を支配する者の 在り方に関する基本方針	31
計算書類・連結計算書類	33
監査報告書	37

株主各位

招集ご通知

高知市堺町2番24号
株式会社高知銀行
取締役頭取 森下勝彦

第140期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当行第140期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、「議決権行使について」（5頁）のとおり、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 高知県高知市鷹匠町1-3-35 三翠園 1階 富士の間
※本総会の開催場所は前年とは異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようご注意ください。
3. 目的事項
報告事項 1) 第140期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
2) 第140期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 監査役3名選任の件

以 上

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類・
連結計算書類

監査報告書

インターネットによる開示事項について

- ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当行定款の定めにより、インターネット上の当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保する体制」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- なお、これらの事項は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、計算書類および連結計算書類に含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページに掲載することによりお知らせいたします。

当行ホームページ <http://www.kochi-bank.co.jp/>

招集にあたってのご案内

- ◎ 当日ご出席の際は、本招集ご通知をご持参いただくとともに、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、議決権行使書用紙をご持参いただいても、株主さまでない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主さま以外の方はご入場できませんので、ご理解を賜りたく存じます。
- ◎ 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。

議決権行使について

議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

本定時株主総会の議案を「株主総会参考書類」9頁から13頁に記載しておりますので、ご検討のうえ、下記のいずれかの方法にて議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席の場合



開催日時

2020年6月25日(木曜日)
午前10時

当日ご出席の際は、本招集ご通知をご持参いただくとともに、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さまに委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

郵送による議決権行使の場合



行使期限

2020年6月24日(水曜日)
午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書に各議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

詳細は6頁をご参照ください。

インターネット等による議決権行使の場合



行使期限

2020年6月24日(水曜日)
午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、行使期限までに各議案に対する賛否をご入力いただき、議決権をご行使ください。

詳細は7頁をご参照ください。

機関投資家の
皆さまへ

議決権電子行使プラットフォームがご利用いただけます。

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社「ICJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネット等による議決権行使についてのお問合せ先

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎ 0120(652)031
(受付時間 9:00~21:00)

その他のお問合せ先

三井住友信託銀行
証券代行事務センター
☎ 0120(782)031
(受付時間 9:00~17:00 ※土日休日除く)

【郵送による議決権行使のご案内】

本定時株主総会にご出席されず、郵送による議決権行使をされる場合は、同封の「議決権行使書」に各議案に対する賛否について、下記をご参考にご記入のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。（切手の貼付はご不要です。）

《第1号議案》

賛成される場合 …………… 「賛」の欄に○印

否認される場合 …………… 「否」の欄に○印

《第2号議案》

全員賛成される場合 …………… 「賛」の欄に○印

全員否認される場合 …………… 「否」の欄に○印

一部の候補者を否認される場合 … 「賛」の欄に○印をご記入のうえ、否認される候補者番号（10頁ご参照）をご記入ください。

なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

議決権行使書 株式会社高知銀行 御中 私は、2020年6月25日開催の貴行第140期定時株主総会（継続会または延会を含む）の各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。 2020年6月 日 各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。 株式会社高知銀行		株主番号 議決権行使個数	個	お願い 1. 株主総会にご出席できない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月24日午後5時30分までに到着するようご返送ください。 2. 第2号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。 3. 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。 4. 議決権をインターネットで行使される場合は、下に記載のウェブサイトにて議決権行使コードとパスワードによりアクセスのうえ、2020年6月24日午後5時30分までにご投票ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>議案</th> <th>第1号議案</th> <th>第2号議案</th> <th>（その他）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賛否表示欄</td> <td>賛</td> <td>賛</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>否</td> <td>否</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		議案	第1号議案	第2号議案	（その他）	賛否表示欄	賛	賛			否	否		(引取處) 株式会社高知銀行	
議案	第1号議案	第2号議案	（その他）												
賛否表示欄	賛	賛													
	否	否													
インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。 株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切離さずにそのまま会場受付にご提出ください。															

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

本定時株主総会にご出席されず、インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ下記の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

ウェブ行使



※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して上の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

議決権行使期限：**2020年6月24日（水曜日）午後5時30分入力完了分まで**

1 議決権行使ウェブサイト
にアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議
決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



・「初期パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による
議決権行使に関するお問合せ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル **0120-652-031** (受付時間 9:00～21:00)

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネット等により議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。
- (2) 議決権行使期限は、2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。また、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者への料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

以 上

第1号議案 ▶ 剰余金処分の件

当行は、安定的な経営基盤の確保と健全な財務体質への強化を図るとともに、フローの利益とストックの内部留保に応じ、弾力的に配当金をお支払いする方針としております。

なお、第1種優先株式につきましては、所定の配当金とさせていただきます。

第140期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は152,396,430円となります。

当行第1種優先株式1株につき金14円83銭2厘といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は111,240,000円となります。

これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、当行普通株式1株につき金25円、当行第1種優先株式1株につき金24円72銭となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 ▶ 監査役3名選任の件

監査役のうち山田 浩、齊藤照夫、府川 一の3氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名（うち社外監査役3名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

各候補者につきましては、知識および経験を活かした独立的立場から、銀行経営の適切な監査の確保が期待できる者であり、取締役会の監督機能の実効性強化が期待できるため、監査役候補者といたしました。

なお、監査役候補者の選任については、独立役員が過半数を占める「指名報酬委員会」において、監査役の選任方針に基づいた適切な指名手続を経ているとともに、取締役会の実効性確保等の観点から候補者の見識や資質等を慎重に検討し、同委員会より、当行の監査役として適任であるとの提言を受けております。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名				現在の当行における地位			監査役会への出席状況 (当事業年度)
1	再任	やま 山	だ 田	ひろし 浩	常勤監査役	社外監査役	独立役員	19回/19回 (100%)	
2	新任	く 久	ぼ 保	た 田	じゅ 寿	—	—	—	
3	新任	きよ 清	とう 藤	とも 智	ひこ 彦	—	—	—	

株主総会参考書類

招集ご通知

候補者番号 1

やま だ
山田

ひろし
浩

(1961年2月14日生)

監査役在任年数

4年(本株主総会最終時)

所有する当行の株式の種類および数

普通株式 800株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1979年4月	大蔵省(現財務省)四国財務局入局	2013年7月	四国財務局理財部金融監督第一課長
2006年7月	四国財務局理財部金融監督第一課上席調査官	2014年7月	四国財務局松山財務事務所長
2007年7月	四国財務局高知財務事務所理財課長	2016年3月	財務省四国財務局辞職
2009年7月	四国財務局総務部総務課課長補佐	2016年6月	当行常勤監査役(現任)
2011年7月	四国財務局総務部経済調査課長		

社外監査役候補者の選任理由

山田 浩氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる財務行政における豊富な経験と見識を有しておられ、その知見を活かした独立的立場から2016年より当行の常勤監査役として銀行経営の適切な監査の確保に向けての職務・職責を果たしております。監査役としての独立した立場において、取締役会の監督機能の実効性強化が期待できるものと判断したため、引き続き社外監査役候補者といたしました。

候補者番号 2

※
く ぼ た じゅ いち
久保田寿一

(1948年7月11日生)

所有する当行の株式の種類および数

普通株式 0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1967年4月	建設省高知工事事務所入省	2009年3月	高知県庁退職
1971年3月	建設省高知工事事務所退職	2009年6月	高知県商工会連合会 専務理事就任
1971年4月	高知県庁入庁	2014年3月	高知県商工会連合会 専務理事退任
1996年4月	高知県総務部秘書課長	2014年4月	高知県経営者協会
2000年4月	高知県土木部副部長		高知県戦略産業雇用創造プロジェクト推進協議会
2002年4月	高知県商工労働部副部長		プロジェクトマネージャー就任
2004年4月	高知県農林水産部海洋局長	2017年3月	高知県経営者協会退職
2007年4月	高知県理事 高知県産業振興センター理事長		

社外監査役候補者の選任理由

久保田寿一氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、高知県の行政において要職を歴任するなど長年の豊富な経験があり、専門的見地から客観的かつ透明性をもって社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類
・

監査報告書

候補者番号 3

※
きよ とう とも ひこ
清藤 智彦

(1947年9月24日生)

所有する当行の株式の種類および数 普通株式 0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1971年12月	税理士試験合格	2015年6月	四国税理士会副会長就任
1972年6月	東京税理士会入会	2019年6月	四国税理士会副会長退任
1974年5月	四国税理士会転籍 清藤会計事務所開業	2019年9月	四国税理士政治連盟会長就任(現任)

社外監査役候補者の選任理由

清藤智彦氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる税理士としての豊富な経験があり、専門的見地から客観的かつ透明性をもって社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 各監査役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印の候補者は、新任の監査役候補者であります。
3. 山田 浩、久保田寿一および清藤智彦の3氏は、社外監査役候補者であります。
4. 山田 浩氏は、当行の定める独立性判断基準および金融商品取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として金融商品取引所に届け出ております。山田 浩氏が原案どおり選任された場合は、引き続き山田 浩氏を独立役員とする予定であります。また、久保田寿一および清藤智彦の両氏は、当行の定める独立性判断基準および金融商品取引所の定める独立役員の要件を満たしており、両氏が原案どおり選任された場合は、両氏を独立役員とする予定であります。
5. 当行は、社外監査役候補者 山田 浩氏との間で、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であり、山田 浩氏が原案どおり選任された場合は、本契約を継続する予定であります。また、久保田寿一および清藤智彦の両氏が原案どおり選任された場合は、両氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
- 責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項に基づき損害賠償責任を負う場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として、損害賠償責任を負担するものであります。

以上

株主総会参考書類

招集ご通知

〈ご参考〉独立性判断基準

当行における独立役員判断基準は、現在及び最近（注1）において、以下のいずれの要件にも該当しないこととしております。

- ① 当行または当行の子会社において、現在または過去10年間に業務執行取締役又は使用人であった者
- ② 当行を主要な取引先（注2）とする者、またはその者が法人である場合はその業務執行者
- ③ 当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- ④ 当行から役員報酬以外に多額（注3）の金銭その他財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等
- ⑤ 当行を主要な取引先とするコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の社員等
- ⑥ 当行から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- ⑦ 当行の主要株主（注4）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- ⑧ 次に掲げる者の二親等以内の近親者
 - ア. 上記①～⑦に該当する者
 - イ. 当行または当行の子会社の取締役、監査役及び重要な使用人等

（注1）最近とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、当該独立役員を社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

（注2）主要な取引先とは、直近事業年度の支払額または受取額が売上高（当行の場合は連結経常収益）の2%以上

（注3）多額とは、過去3年間平均で年間1,000万円以上

（注4）主要株主とは、議決権の10%以上を保有する株主

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類・
連結計算書類

監査報告書

〈マモ欄〉

添付書類

第140期事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

【当行の主要な事業内容】

当行の本店のほか支店71店舗において、預金業務、貸出業務、為替業務、証券業務、信託代理業務、投資信託窓口販売業務、損害保険窓口販売業務、生命保険窓口販売業務、エレクトロニック・バンキングサービス等、地域に密着した営業活動を展開しております。

【金融経済環境】

2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日）の日本経済は、設備投資は緩やかな増加傾向にあり、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費は持ち直すなど、全体としても緩やかな回復傾向にあったものの、足下では新型コロナウイルス感染症の拡大により、個人消費は弱い動きとなっているほか、生産や輸出、企業収益は大幅に下押しされる状況となりました。

当行の主要営業基盤である高知県の経済は、公共投資は増加しており、雇用・所得環境の改善も継続し、全体では緩やかに回復していましたが、年度末にかけて新型コロナウイルス

感染症の影響から、弱めの動きとなりました。

【事業の経過および成果】

こうした経済環境下、当行は全役職員が一致協力して地域に密着した営業活動を展開し、業績の向上と経営体質の改善強化に努めてまいりました。

その結果、預金は期中186億円増加して、期末残高は9,206億円（前期末比2.06%増）となりました。

一方、貸出金は地域中小企業を中心とする事業資金に積極的に取り組みました結果、期中162億円増加して、期末残高は7,146億円（前期末比2.32%増）となりました。

また、有価証券は、期中45億円減少して、期末残高は2,997億円（前期末比1.48%減）となりました。

損益面では、経常利益は前期比6億4百万円増加して23億24百万円（前期比35.15%増）、当期純利益は同3億57百万円増加して12億58百万円（前期比39.67%増）となりました。

【当行が対処すべき課題】

地域経済は、少子高齢化や人口減少など基礎的な課題を内包していることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻な影響を受けております。

こうした状況において、金融仲介機能を最大限に発揮し、経済活動の回復に寄与することが地域金融機関の喫緊の使命であると認識しております。当行は、その使命を果たすべくお客さまの事業の継続と発展に向けて、事業や課題に関する情報を迅速に分析し、将来に向けた戦略を共有してより精度の高いソリューションを提供していきたいと考えております。さらに、地域の皆さまとの絆を深め地域経済の浮揚に貢献できるよう、サービスの質を高めるとともに新しい商品の提供活動をより活性化させ、当行の企業価値をより高めてまいり所存であります。

当行は、おかげさまをもちまして本年1月に創業90周年の節目を迎えることができました。永年にわたってご支援をいただきました株主をはじめ地域の皆さまに厚く御礼申し上げます。

昭和5年1月に高知無尽株式会社として創業し、昭和、平成、そして令和の時代も、地域の発展のために地域と協働する「ベスト・リージョナル・コラボレーション・バンク」

として、地域になくしてはならない金融インフラとなり、お客さまの将来にわたるベスト・パートナーとなれるよう、役職員が一丸となって全力で取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、より一層の温かいご支援と変らぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類・
連結計算書類

監査報告書

事業報告

(2) 財産および損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預 金	9,000	9,207	9,020	9,206
定期性預金	5,430	5,097	4,833	4,833
その他	3,570	4,109	4,186	4,373
貸 出 金	6,887	6,951	6,984	7,146
個人向け	1,083	1,114	1,150	1,161
中小企業向け	4,051	4,117	4,197	4,397
その他	1,752	1,719	1,636	1,587
商品有価証券	4	—	—	—
有 価 証 券	3,132	3,144	3,042	2,997
国 債	887	800	522	343
その他	2,245	2,343	2,519	2,654
総 資 産	10,821	11,038	10,852	11,125
内 国 為 替 取 扱 高	31,083	31,771	33,719	34,037
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 265	百万ドル 235	百万ドル 349	百万ドル 484
経 常 利 益	百万円 2,883	百万円 2,695	百万円 1,719	百万円 2,324
当 期 純 利 益	百万円 2,113	百万円 1,648	百万円 900	百万円 1,258
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 189.15	円 銭 144.49	円 銭 70.72	円 銭 106.07

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

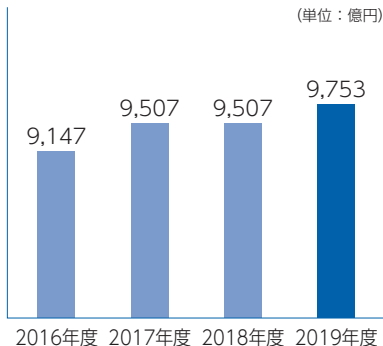
2. 2017年10月1日付で普通株式及び第1種優先株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。

1株当たり当期純利益は、2016年度の期首に当該株式併合が実施されたと仮定して算出しております。

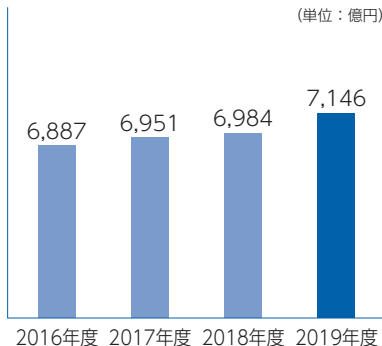
3. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度45千株。)

〈ご参考〉 主要な指標の推移

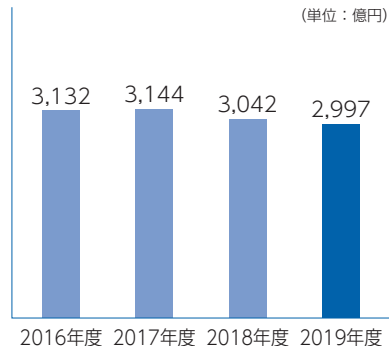
預金等 (譲渡性預金含む)



貸出金



有価証券



(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	829人	864人
平 均 年 齢	40才 8月	40才 8月
平 均 勤 続 年 数	17年 9月	17年 9月
平 均 給 与 月 額	366千円	370千円

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	本部部門	営業店部門	本部部門	営業店部門
使 用 人 数	239人	590人	240人	624人

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員および嘱託を除いた在籍者数を記載しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

事業報告

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
高知県	59	(0)	59	(0)
愛媛県	6	(0)	6	(0)
徳島県	3	(0)	3	(0)
香川県	1	(0)	1	(0)
岡山県	1	(0)	1	(0)
大阪府	1	(0)	1	(0)
東京都	1	(0)	1	(0)
合 計	72	(0)	72	(0)

(注) 県庁支店および須崎支店は、一つの建物内で2つの店舗が営業を行うランチ・イン・ランチ方式で営業しており、店舗の拠点数としては70拠点となっております。

- 当年度新設営業所
該当ありません。

(注) 当年度において店舗外現金自動設備を次のとおり2カ所新設いたしました。

設置場所	所在地
サニーマートとさのさと御座出張所	高知県高知市北御座10-19
高知市役所出張所	高知県高知市本町五丁目1-45

- ハ 当年度廃止営業所
該当ありません。

(注) 当年度において店舗外現金自動設備を次のとおり4カ所廃止いたしました。

設置場所	所在地
アピアさつき出張所	高知県四万十市右山五月町8-13
ローション室戸出張所	高知県室戸市浮津58-1
本山出張所	高知県長岡郡本山町509-1
幸町スーパ－出張所	高知県高知市幸町5-11

2020年4月6日に店舗外現金自動設備を次のとおり1カ所廃止いたしました。

設置場所	所在地
マルナカ奈半利出張所	高知県安芸郡奈半利町乙1305-9

※当出張所は2020年1月28日より営業を休止しておりました。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

設備投資の総額	436百万円
---------	--------

(注) 設備投資の総額には、有形固定資産のほか、無形固定資産を含んでおります。

□ 重要な設備の新設等

1. 新設した設備
該当ありません。
2. 売却した設備

営業所等	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延べ面積 (㎡)	価額 (百万円)	完了年月
旧清水社宅	高知県 土佐清水市	社宅	746.11	411.38	15	2019年8月

事業報告

(6) 重要な子会社等の状況

イ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金又は 受入出資金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社 高銀ビジネス	高知市本町 三丁目3番4号	現金整理、物品販売、 店舗警備、店舗清掃等の 業務	1979年 8月22日	百万円 10	% 100	子会社
オーシャンリース 株式会社	高知市知寄町 一丁目4番30号 YKSちよりビル 3F	リース業務	1974年 10月1日	20	45 (一)	子法人
株式会社 高知カード	高知市知寄町 一丁目4番30号 YKSちよりビル 2F	クレジットカード業務	1987年 8月18日	20	42.5 (37.5)	子法人
こうぎん地域協働 投資事業 有限責任組合	高知市はりまや町 一丁目5番28号	投資業務	2016年 4月1日	600	—	子法人

(注) 1. 上記4社が、連結子会社であります。

2. 「当行が有する子会社等の議決権比率」欄の()内は、間接所有の割合(内書き)であります。

□ 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀38行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫256金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連668（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金サービスを行っております。また、セブン銀行、ローソン銀行およびコンビニに設置しているイーネットとは、CAFIS経由方式で現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 四国島内第二地銀協地銀4行（当行、香川銀行、徳島大正銀行、愛媛銀行）の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金時の利用手数料の無料サービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

記載すべき事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

事業報告

2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

(1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の様況
森 下 勝 彦	(代表取締役) 取締役頭取	
和 田 廣 男	(代表取締役) 専務取締役	監査部・総務部担当
海 治 勝 彦	常務取締役	経営統括部・人事部担当
三 宮 昌 子	常務取締役	コンプライアンス統括部・事務システム部担当
成 瀬 洋	常務取締役	市場金融部・融資統括部・与信管理部担当
田 村 忍	常務取締役	営業本部担当 営業本部長
永 房 展 子 (旧姓：北川)	取締役 (社外役員)	[重要な兼職] 弁護士法人 琴平綜合法律事務所 弁護士 日本証券業協会 法務参事
別 役 壽 夫	取締役 (社外役員)	
井 奥 和 男	取締役 (社外役員)	[重要な兼職] 公益財団法人 高知県文化財団 理事長
山 田 浩	常勤監査役 (社外役員)	
吉 田 剛	常勤監査役	
齊 藤 照 夫	監査役 (社外役員)	
府 川 一	監査役 (社外役員)	[重要な兼職] 税理士法人 高知さくら会計 社員税理士

(注) 1. 当行の役員は、2020年3月31日現在、取締役9名、監査役4名の計13名であり、そのうち男性は11名、女性は2名(役員のうち女性の比率は15.38%)で構成されています。なお女性の役員は、当行の常務取締役および社外取締役です。

2. 取締役永房展子、別役壽夫および井奥和男の3氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

3. 社外取締役永房展子氏は、婚姻により戸籍の氏を変更いたしましたが、弁護士業務を北川展子（旧氏名）で行っております。
4. 監査役山田 浩、齊藤照夫および府川 一の3氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 井奥和男氏は、2019年6月25日開催の第139期定時株主総会において、取締役新たに選任され、就任いたしました。
6. 吉田 剛氏は、2019年6月25日開催の第139期定時株主総会において、監査役に新たに選任され、就任いたしました。
7. 取締役別役壽夫氏は、中小企業診断士としての資格を有しており、企業経営に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役府川 一氏は、税理士としての資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 秋元厚志氏は、2019年6月25日開催の第139期定時株主総会終結の時をもって、取締役を任期満了により、退任いたしました。
10. 岩崎文明氏は、2019年6月25日開催の第139期定時株主総会終結の時をもって、監査役を任期満了により、退任いたしました。

事業報告

11. 当事業年度中において、次のとおり取締役の地位および担当の変更がありました。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
森下勝彦	取締役頭取 監査部・人事部担当	取締役頭取	2019年6月25日
和田廣男	専務取締役 営業本部・市場金融部担当 営業本部長	専務取締役 営業本部担当 営業本部長	2019年4月1日
	専務取締役 営業本部担当 営業本部長	専務取締役 監査部・総務部担当	2019年6月25日
海治勝彦	常務取締役 経営統括部・総務部・融資統括部・ 与信管理部担当	常務取締役 経営統括部・総務部担当	2019年4月1日
	常務取締役 経営統括部・総務部担当	常務取締役 経営統括部・人事部担当	2019年6月25日
三宮昌子	常務取締役 コンプライアンス統括部・ 事務システム部担当 事務システム部長	常務取締役 コンプライアンス統括部・ 事務システム部担当	2019年4月1日
成瀬洋	取締役 本店営業部長	常務取締役 市場金融部・融資統括部・ 与信管理部担当	2019年4月1日
田村忍	取締役 営業推進部長兼 地域連携ビジネスサポート部長	取締役 地域連携ビジネスサポート部長	2019年4月1日
	取締役 地域連携ビジネスサポート部長	常務取締役 営業本部担当 営業本部長兼 地域連携ビジネスサポート部長	2019年6月25日
	常務取締役 営業本部担当 営業本部長兼 地域連携ビジネスサポート部長	常務取締役 営業本部担当 営業本部長	2019年9月1日

12. 2020年4月1日付にて、次のとおり取締役の担当の変更がありました。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
成瀬洋	常務取締役 市場金融部・融資統括部・ 与信管理部担当	常務取締役 市場金融部・融資統括部・ 与信管理部担当 与信管理部長	2020年4月1日

13. 取締役永房展子氏は、2020年5月28日より株式会社ヨンドシーホールディングスの社外取締役に就任しております。

(ご参考)

当行は執行役員制度を2019年4月1日より採用しております。執行役員の氏名、地位および担当は下記のとおりであります。

(2020年4月1日現在)

氏名	地位	担当
山本 一也	執行役員	大阪支店長
松田 裕邦	執行役員	本店営業部長
深見 英治	執行役員	営業企画部長
吉村 卓浩	執行役員	事務システム部長

(2) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
永房 展子	当行は、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
別役 壽夫	
井奥 和男	
山田 浩	
齊藤 照夫	
府川 一	

事業報告

(3) 会社役員に対する報酬等

区 分	人 数	報酬等
取 締 役	10人	127百万円 (12百万円)
監 査 役	5人	37百万円
計	15人	165百万円 (12百万円)

- (注) 1. 2008年6月26日開催の第128期定時株主総会の決議によって定められた報酬限度額は、取締役が年額132百万円（この額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬は含まれておりません。）、監査役が年額54百万円であります。また、上記取締役の報酬限度額とは別枠に、2017年6月27日開催の第137期定時株主総会の決議によって定められた株式報酬等の取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬等の限度額は、当初の信託期間は4年間として72百万円であります。なお、株式報酬型ストック・オプションは廃止し、新規に新株予約権の付与は行っておりません。
2. 取締役の「報酬等」には、株式報酬に係る費用計上額12百万円が含まれており、() 内書きしております。
3. 「人数」には、2019年6月25日開催の第139期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名を含んでおります。
4. 取締役の「報酬等」には、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人分としての報酬額1名1百万円は含まれておりません。
5. 「報酬等」には、退任役員の退職慰労金は含まれておりません。
6. 2008年6月26日開催の第128期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議しており、現任の取締役1名に対する支給予定額は7,300千円であります。なお、打ち切り支給の時期につきましては、当該役員退任以降とすることを予定しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

他の法人等の重要な兼職の状況につきましては、「2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項 (1) 会社役員の状況」に記載のとおりであります。なお、当行と当該他の法人等との間には、開示すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
取締役 永房 展子	4年9カ月	当期開催の取締役会17回すべてに出席しております。	取締役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。
取締役 別役 壽夫	1年9カ月	当期開催の取締役会17回すべてに出席しております。	取締役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。
取締役 井奥 和男	0年9カ月	就任以降開催の取締役会13回すべてに出席しております。	取締役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。
監査役 山田 浩	3年9カ月	当期開催の取締役会17回および監査役会19回すべてに出席しております。	取締役会および監査役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。
監査役 齊藤 照夫	3年9カ月	当期開催の取締役会17回および監査役会19回すべてに出席しております。	取締役会および監査役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。
監査役 府川 一	3年9カ月	当期開催の取締役会17回および監査役会19回すべてに出席しております。	取締役会および監査役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。

(注) 取締役井奥和男氏は、2019年6月25日開催の第139期定時株主総会において、新たに選任され就任いたしましたので、2019年6月25日以降に開催された取締役会への出席状況を記載しており、開催回数が他の社外役員と異なっております。

(3) 社外役員に対する報酬等

区分	人数	銀行からの報酬等
報酬等の合計	7人	37百万円

(注) 「人数」には、2019年6月25日開催の第139期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。

(4) 社外役員の意見

記載すべき事項はありません。

事業報告

招集
ご
通知

4. 当行の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

(1) 株式数

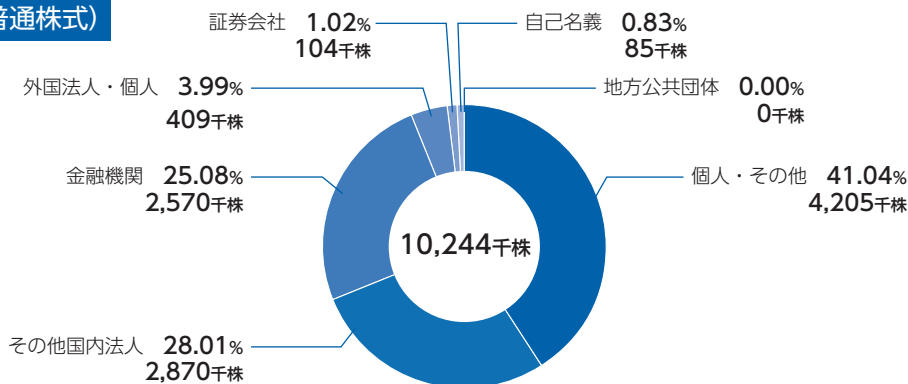
発行可能株式総数	
普通株式	40,900千株
第1種優先株式	40,900千株
発行済株式の総数	
普通株式	10,244千株
(自己株式85,038株含む)	
第1種優先株式	7,500千株

(2) 当年度末株主数

普通株式	5,725名
(前期末比79名減)	
第1種優先株式	1名

株式分布状況（普通株式）

■ 所有者別分布



- (注) 1. 株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

株主
総会
参考
書類

事業
報告

計算
書類
・
連結
計算
書類

監査
報告
書

(3) 大株主

① 普通株式（上位10名）

(年度末現在)

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	655	6.44
高知銀行持株会	453	4.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	372	3.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	359	3.54
四国総合信用株式会社	206	2.03
株式会社技研製作所	169	1.67
株式会社ヨンキユウ	167	1.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	144	1.42
損害保険ジャパン株式会社	137	1.35
株式会社近森産業	107	1.06

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（85,038株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当行は業績連動型株式報酬制度を導入しており、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）（以下「トラスティ信託口」といいます。）が当行株式45千株を取得しております。
- なお、トラスティ信託口が所有する当行株式については、自己株式に含めておりません。

② 第1種優先株式

(年度末現在)

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社整理回収機構	7,500	100.00

- (注) 第1種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

(4) その他株式に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

事業報告

招集ご通知

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ 監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 脇田 勝裕 指定有限責任社員 業務執行社員 青木 靖英	65百万円	(報酬等について監査役会が同意した理由) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、報酬の前提となる見積りの算出根拠及び会計監査人の職務遂行状況等について確認し審議した結果、本報酬額は適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

- (注) 1. 当行および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 66百万円
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る監査報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

責任限定契約は、締結しておりません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の監査の適切性について、監査品質や独立性等から毎年総合的に評価し、必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類
連結計算書類

監査報告書

〈メ モ 欄〉

計算書類

第140期末 (2020年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	80,889	預当座預金	920,654
現金	15,200	当座預金	42,487
預け金	65,689	普通預金	378,466
信託証券	1,069	定期預金	9,414
有価証券	299,751	通知預金	1,536
国債	34,324	定額積立預金	476,196
地方債	7,333	その他預金	7,155
株式	137,307	譲渡性預金	5,397
その他の証券	105,654	コーポレート債	54,700
貸出金	714,678	借入金	1,632
形付付越	4,863	外国為替	60,960
手形貸付	25,875	未払外債	60,960
証券貸付	579,738	未払の他法人債	0
為替	1,202	未払前給付	0
外国店預け替	872	未払の他法人債	5,910
外国店預け替	329	未払の他法人債	297
その他の資産	7,607	未払の他法人債	635
費用	63	未払の他法人債	490
利益	831	未払の他法人債	1
商品	79	未払の他法人債	36
資産	6,632	未払の他法人債	34
有形固定資産	15,611	未払の他法人債	4,414
建物	4,386	未払の他法人債	358
土地	10,066	未払の他法人債	85
リース資産	32	未払の他法人債	188
建設仮勘定	90	未払の他法人債	35
その他の有形固定資産	1,035	未払の他法人債	1,661
無形固定資産	236	未払の他法人債	1,566
ソフトウェア	182	未払の他法人債	1,566
ソフトウェア仮勘定	11	未払の他法人債	1,566
その他の無形固定資産	42	未払の他法人債	1,566
繰延税金資産	1,454	未払の他法人債	1,566
支払承諾見返	1,566	未払の他法人債	1,566
貸倒引当金	△11,514	未払の他法人債	1,566
資産の部合計	1,112,553	負債の部合計	1,047,753
		(純資産の部)	
		資本金	19,544
		資本剰余金	16,702
		資本準備金	11,751
		その他の資本剰余金	4,951
		利益剰余金	24,188
		利益準備金	1,012
		その他の利益剰余金	23,175
		圧縮記帳積立	237
		繰越利益剰余金	22,938
		自己株式	△189
		【株主資本合計】	60,245
		その他の有価証券評価差額金	1,041
		土地再評価差額金	3,474
		【評価・換算差額等合計】	4,515
		新株予約権	38
		純資産の部合計	64,799
		負債及び純資産の部合計	1,112,553

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類・
連結計算書類

監査報告書

第140期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科目		金額
経常	取用収益	17,470
資金	運用	13,988
貸出	貸付	10,070
有価証券	売却	3,862
預金	利息	0
その他の	受取	40
役員	報酬	13
受取	手数料	1,979
その他の	収益	653
その	他	1,326
商	品	630
国	債	2
金	融	559
その	他	16
の	他	2
債	権	48
権	益	872
取	立	58
却	却	623
式	信	73
の	の	116
他	の	
費	用	430
常	費	394
金	調	12
預	讓	21
讓	借	1
借	支	0
支	払	1,579
その	他	106
の	他	1,472
外	債	855
国	債	323
の	債	159
業	費	371
倒	引	11,460
引	出	819
式	式	224
の	の	47
他	の	137
の	の	337
常	常	71
別	別	
定	定	2,324
固	固	157
減	減	
引	引	3
前	前	154
当	当	
期	期	2,166
純	純	
利	利	731
益	益	176
税	税	
引	引	
法	法	908
法	法	1,258
当	当	

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類・
連結計算書類

監査報告書

第140期末 (2020年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	81,066	預 金	919,238
金 銭 の 信 託	1,069	譲 渡 性 預 金	54,700
有 価 証 券	299,868	コールマネー及び売渡手形	1,632
貸 出 金	712,085	借 用 金	65,342
外 国 為 替	1,202	外 国 為 替	0
リース債権及びリース投資資産	6,915	そ の 他 負 債	8,514
そ の 他 資 産	14,013	賞 与 引 当 金	366
有 形 固 定 資 産	15,738	退 職 給 付 に 係 る 負 債	148
建 物	4,388	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	188
土 地	10,076	株 式 報 酬 引 当 金	35
建 設 仮 勘 定	90	繰 延 税 金 負 債	83
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,182	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,661
無 形 固 定 資 産	244	負 の の れ ん	85
ソ フ ト ウ ェ ア	188	支 払 承 諾	1,566
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	11	負 債 の 部 合 計	1,053,563
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	43	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	1,460	資 本 金	19,544
支 払 承 諾 見 返	1,566	資 本 剰 余 金	16,699
貸 倒 引 当 金	△11,854	利 益 剰 余 金	26,159
資 産 の 部 合 計	1,123,375	自 己 株 式	△189
		【株 主 資 本 合 計】	62,213
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,102
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,474
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△32
		【そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計】	4,544
		新 株 予 約 権	38
		非 支 配 株 主 持 分	3,015
		純 資 産 の 部 合 計	69,811
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,123,375

第140期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		22,985
資金運用収益	14,024	
貸出金利息	10,079	
有価証券利息配当金	3,889	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預け金利息	40	
その他の受入利息	13	
役務取引等収益	2,266	
その他業務収益	5,738	
その他経常収益	955	
償却債権取立益	58	
その他の経常収益	897	
経 常 費 用		20,365
資金調達費用	455	
預金利息	394	
譲渡性預金利息	12	
コールマネー利息及び売渡手形利息	21	
借用金利息	27	
役務取引等費用	1,753	
その他業務費用	5,540	
営業経費	11,760	
その他経常費用	855	
貸倒引当金繰入額	266	
その他の経常費用	588	
経 常 利 益		2,619
特 別 損 失		157
固定資産処分損失	3	
減損損失	154	
税金等調整前当期純利益		2,461
法人税、住民税及び事業税	818	
法人税等調整額	174	
法人税等合計		993
当期純利益		1,468
非支配株主に帰属する当期純利益		114
親会社株主に帰属する当期純利益		1,354

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類・
連結計算書類

監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社高知銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇田 勝裕 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木 靖英 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高知銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第140期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社高知銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇 田 勝 裕 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青 木 靖 英 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高知銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高知銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第140期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査計画、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

株式会社高知銀行 監査役会

常勤監査役 山 田 浩 ㊟

常勤監査役 吉 田 剛 ㊟

監 査 役 齊 藤 照 夫 ㊟

監 査 役 府 川 一 ㊟

(注) 監査役山田浩、監査役齊藤照夫及び監査役府川一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

〈ご参考〉コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方、運営方針を「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に定めております。

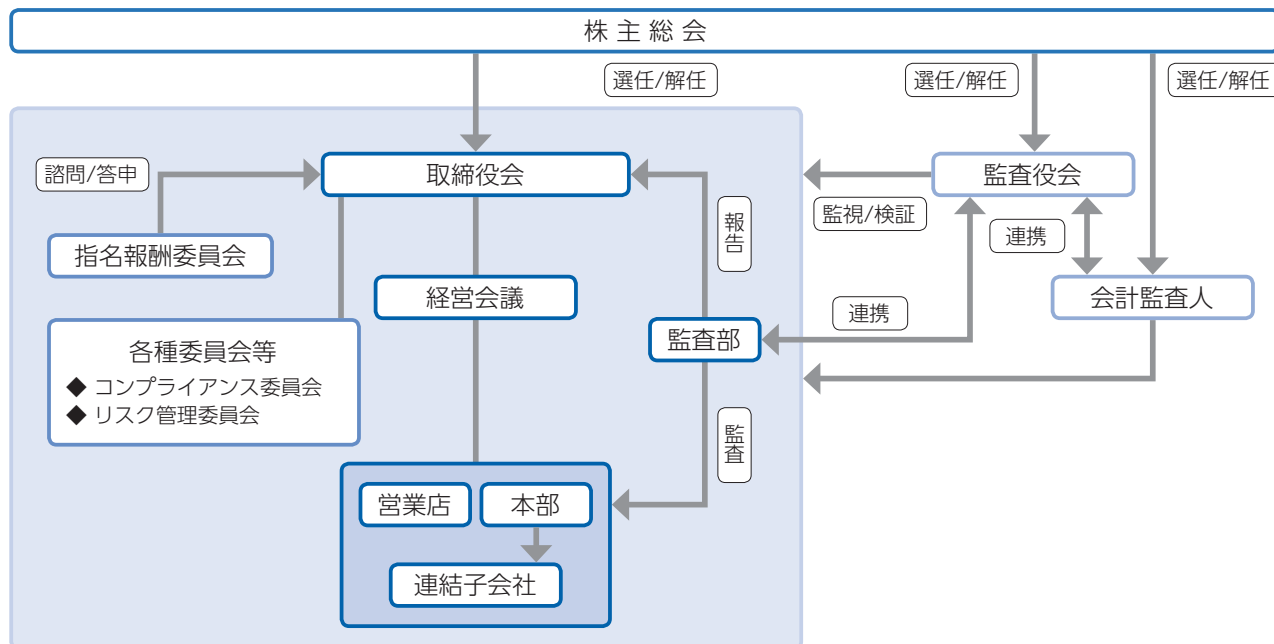
なお、本基本方針は当行ホームページで公表しております。

<http://www.kochi-bank.co.jp/about/corporate-governance.html>

<<コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方>>

- ・株主、お客さま、地域社会、職員等ステークホルダーの利益を考慮し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、迅速かつ果敢な意思決定を行う適切なコーポレート・ガバナンス態勢を構築いたします。
- ・地域のお客さまに安心してお取引いただけるよう、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、コンプライアンスを重視する企業風土の醸成に努めます。
- ・取締役会による業務執行の監督機能を一層充実させるため、社外取締役が役割を發揮するための態勢づくりに不断に取り組みます。

<<コーポレート・ガバナンス体制図>>



<<取締役候補、執行役員候補および監査役候補の指名方針>>

- ・ 当行の取締役および執行役員ならびに監査役候補者は、以下の選任基準を踏まえ指名・選任します。

(共通選任基準)

- (1) 優れた人格、幅広い見識、豊富な知識を有する者
 - (2) 高い倫理観をもち、法令等の遵守に誠実である者
 - (3) 善良なる管理者の注意をもって、その職務を的確に遂行できる者
 - (4) 当行の経営理念のもと、持続的な企業価値の向上に資する職責を果たすことができる者
- (取締役および執行役員の選任において重視する基準)

適切な業務執行に必要な経営感覚

(社外役員の選任において重視する基準)

企業経営、財務会計、税務もしくは法律その他いずれかの専門的知見および豊富な経験

(監査役の選任において重視する基準)

適切な監査の確保に資する独立性

- ・ 取締役および執行役員ならびに監査役の解任提案にあたっては、以下の解任基準を踏まえ決定します。

- (1) 反社会的勢力と関係をもつなど公序良俗に反する行為を行った場合
- (2) 選任基準の各要件を欠くことが認められた場合
- (3) 職務の継続が困難となった場合

<<取締役候補、執行役員候補および監査役候補の指名ならびに解任手続き>>

- ・ 経営陣幹部である役付取締役の選定および執行役員の選任、ならびに社内取締役候補者の指名については、社内取締役が候補者を推薦し、指名報酬委員会の提言を受け、取締役会において決定します。
- ・ 社外取締役候補者の指名については、社内取締役が候補者を推薦し、指名報酬委員会の提言を受け、取締役会において決定します。
- ・ 監査役候補者の指名については、社内取締役が候補者を推薦し、指名報酬委員会の提言を受け、監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定します。
- ・ 取締役および執行役員、ならびに監査役が解任基準に抵触すると認められる場合には、指名報酬委員会に諮問のうえ取締役会において解任または解任議案を決定します。

<<役員報酬の決定方針・手続き>>

- ・取締役の報酬は、役位毎の責任の重さに応じた基本報酬と、当行の中長期的な企業価値向上に向けた意識強化を目的とする業績連動型株式報酬に分けられ、2017年6月27日開催の定時株主総会において業績連動型株式報酬制度の導入および信託拠出額の範囲（当初4年間は72百万円、延長の場合は3年毎に54百万円）を決定しております。なお、社外取締役及び監査役の報酬については、中立性と独立性の観点から基本報酬のみとしております。
- ・取締役の基本報酬の決定に当たっては、当行の業績を踏まえて、株主総会の決議で定められた報酬総額の範囲内で、役位毎の責任の重さに応じて、指名報酬委員会に諮問のうえ、取締役会で決定することとしております。
- ・業績連動型株式報酬の決定におきましても、指名報酬委員会に諮問のうえ、取締役会で決定することとしております。
- ・監査役の報酬につきましては、株主総会の決議によって定められた報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定した金額としております。
- ・業績連動型株式報酬はポイント制としており、制度対象者に付与されるポイントは、役位に応じて付与される「役位別ポイント」80%と評価対象期間における業績指標の目標達成率に応じて付与される「業績連動ポイント」20%で構成しております。ポイントは年度毎に付与され、原則として退任時に付与されたポイントの累積数に相当する当行の株式が交付されます。
- ・業績指標につきましては、事業年度毎に業績向上への貢献意欲を高め当行の企業価値向上につなげていくことを目的に、主要指標の一つである当期純利益を採用しております。「業績連動ポイント」は目標達成率に応じて支給率0.60～1.00の範囲としており、ポイントの付与については指名報酬委員会の審議を経たうえで取締役会にて決定しております。

<<政策保有株式の保有方針および議決権行使基準>>

(1) 上場株式の政策保有に関する方針

地域金融機関として、当行および投資先企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、投資先企業との連携関係の維持・拡大、地域貢献や資本コスト等の経済合理性などを踏まえて保有意義を判断し、その保有意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針とします。

(2) 政策投資株式の保有意義検証

政策保有株式については、保有目的に応じた便益や投資先の財務・業績等のリスク等が資本コストに見合っているか、将来の見通し等も踏まえて、投資先ごとの保有意義の妥当性を定期的に取り締役会において検証します。

政策保有の目的に照らし保有意義が薄れた株式については、配当利回りや株価の状況等の経済合理性を踏まえて適宜売却等を検討します。

(3) 政策保有株式の議決権行使基準

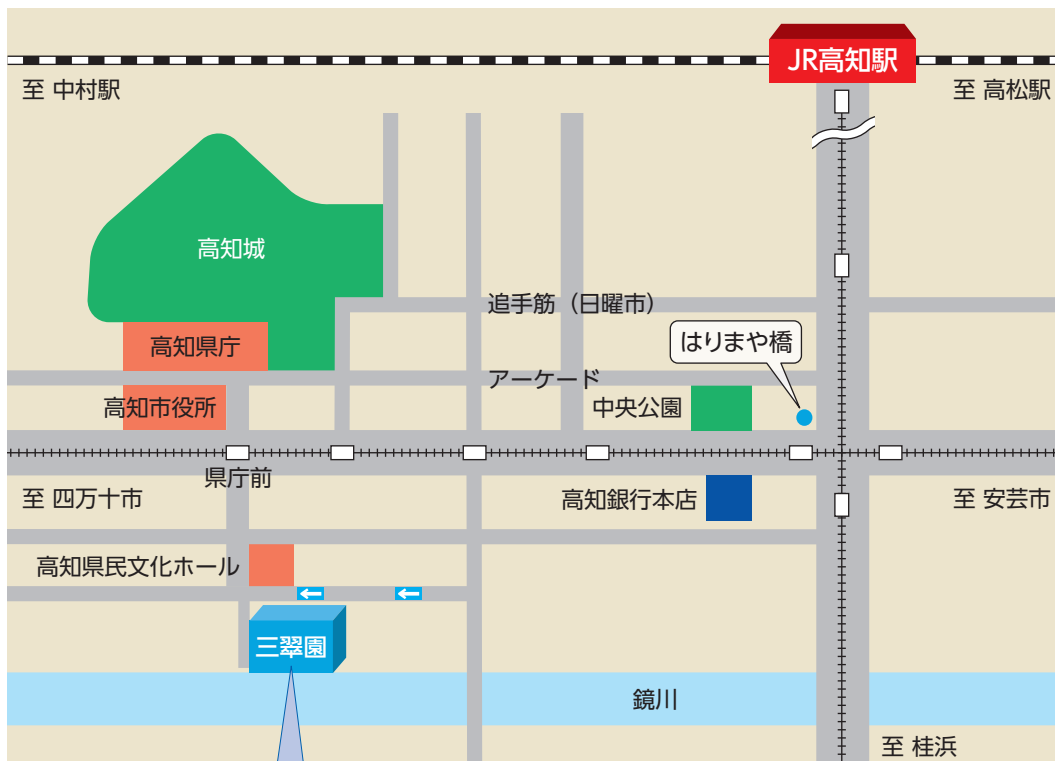
議決権行使にあたっては、投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点を重視し、個別に議案への賛否を判断します。

特に以下の議案については、十分な検証を行い賛否の適切性を確保します。

- ・ 法令違反や反社会的行為などの不祥事が発生した企業の議案
- ・ 取締役の解任、支配権の変動、組織改変などにより株式価値が大幅に変動することが予想される議案
- ・ 前事業年度決算において赤字を計上するなど、業績が著しく悪化している企業の議案
- ・ 敵対的買収の予防策など、株式価値の潜在的な変動要因等を発生させる議案等

株主総会会場ご案内図

本年の株主総会の開催場所は前年と異なり、三翠園 1 階富士の間にて開催いたします。



株主総会 会場

三翠園 1階 富士の間

高知県高知市鷹匠町1-3-35
TEL : 088-822-0131(代表)

会場までの所要時間

JR高知駅より徒歩にて約30分、
はりまや橋より徒歩にて約15分。

【新型コロナウイルス (COVID-19) の感染拡大防止に関するお知らせ】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策が求められている中での開催となります。閉ざされた会場での長時間の開催は、感染リスクを高めるおそれがございます。本年は株主総会当日のご出席を見合わせ、議決権行使は郵送またはインターネット等で行い、当日のご来場は、感染の回避のため自粛をご検討ください。ご出席の株主さまは、アルコール消毒液のご利用やマスクの着用等の感染拡大防止のための措置へのご協力をお願いいたします。何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。